

第126回人口・社会統計部会 議事概要

1 日 時 令和3年7月20日（火）15:00～16:10

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

経済産業省、東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室：野口統計管理官ほか

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：中村審査官、大村国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 調査計画の修正について審議した後、前回部会（令和3年7月1日）において再整理を求められた事項について審議が行われた。
- その後、答申（素案）について、津谷部会長から事項ごとに説明があり、部会として了承された。また、答申（案）については、今後整理した上で書面決議を行い、8月開催予定の統計委員会に報告することとされた。
委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査計画の修正について

- ・ 当初の変更案から「報告を求める事項」の書きぶりを修正することについて、特段の異論はなく、了承された。

(2) 前回部会の御指摘に対する回答について

- ・ 地方調査の電磁的記録媒体を厚生労働省において保存するスケジュールを明確に示していただき、感謝する。都道府県とよく調整して、いつどのデータの受渡しを行うかといった運用についても、綿密な打合せの上で行ってほしい。
- 今回は、大まかな流れを説明させていただいたが、調査実施者内部でも、事務の流れを整理したマニュアルのようなものを、各都道府県と共有した上で実施することが必要ではないかという議論を始めている。御指摘のとおりである。

- ・ 資料5の表3について、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「医療、福祉」では、小規模事業所勤労統計調査に回答していない事業所の方が、令和元年時点の「きまって支給する現金給与総額」が高い。しかし、一般的にはいろいろな統計調査に協力してくれる事業所の方が経営状態が良く、給与も高いと想定される。特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けていそうな産業において、同調査に回答していない事業所の方が給与が高い、という逆転現象が起きていることについて、どのように解釈しているか。
- 御指摘のとおり、通常であれば、経営状態の良い事業所の方が回答していただけることが多いと考えられる。我々も結果に驚いているところ。明確な原因は必ずしも判然としないが、例えば、新型コロナウイルス感染症対策としての休業要請に対し、資力がある事業所の方が休業できた可能性が考えられる。ただ、具体的に今回の調査のデータで分かっているわけではない。令和3年特別調査の集計の際には、御指摘いただいた点も考慮しながら取りまとめていきたい。
- ・ まだ研究途上ということで、関心を持っている。小規模事業所勤労統計調査に回答していない事業所について、実際には、廃業や休業で連絡がつかないためといった複数の要因が混ざっていると考えられる。その点を公表資料に明確に書いた方が誤解を招かないと考える。
- 現在公表しているホームページに追加情報の掲載も予定しているため、御指摘いただいた点も反映しつつ、公表資料を精査し、誤解ないように、理解が進むよう措置させていただきたい。
- ・ 指摘された点に留意して公表していただきたい。答申案に記載する性質のものではないものの、有用な御指摘をいただいた。参考にして進めてほしい。

(3) 答申素案について

- ・ 6ページの「回収率の格差等」の「格差」は、「較差」の方が適切ではないか。
- 御指摘どおり修正する。

- ・ 今後の課題として記載することまでは求めないが、将来的なオンライン調査の拡充などを検討してはどうか。

→ オンライン調査については積極的に進めていくこととしている。従来はオンライン回答を希望する場合、事業所から調査実施者に申請いただく方式だったが、新型コロナウイルス感染症対策やオンライン調査の更なる推進を図る観点から、第二種事業所のうち、本年7月新たに調査対象となる事業所から、あらかじめIDとパスワードを提供し、申請手続を経ずにオンライン回答を行えるようにした。導入に当たって混乱が生じないよう、調査対象事業所の入替えのタイミングで順次行うこととし、丁寧に取り組む。

- ・ 承認の適否については、「報告を求める事項」の書きぶりを一部修正することを条件に、本調査の変更を承認して差し支えない、とする。答申素案の方向性について御了承いただいたので、今後、答申案を作成し、確認をお願いする。なお、確認の過程でいただいた御意見の取扱いについては、部会長に御一任いただきたい。

6 その他

答申素案の方向性については、本部会で基本的に了承されたことから、今後、部会長を中心に答申（案）を作成・調整した上で、統計委員会運営規則第7条第2項に基づく書面決議を行い、8月の統計委員会において報告することとされた。

また、前回部会及び本日の審議結果については、7月開催予定の第166回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)